

秋田市告示第20号

次の国民健康保険税差押調書謄本および配当計算書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該差押調書謄本および配当計算書は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年1月31日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
金 澤 忠 雄
秋田市仁井田本町二丁目17番7号
- 2 送達する書類
差押調書謄本および配当計算書